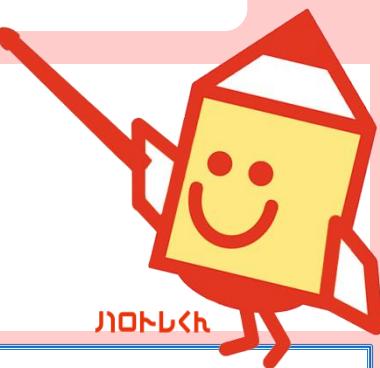


事業主・教育訓練機関の皆さんへ

求職者支援訓練を実施しませんか？



求職者支援訓練 とは？

雇用保険を受給できない求職者の方などが職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を目指すための制度です。

事業主・教育訓練機関の皆さんには厚生労働省の認定を受けた職業訓練を実施します。※訓練実施機関は訓練が適切に行われた場合、奨励金の支給を受けられます。

(奨励金の詳細は裏面をご参照ください)



求職者支援訓練の メリット

- ・貴社の特徴にあわせて訓練コースを設定できます。
- ・人材、施設を有効活用できます。
- ・訓練にあわせて各種奨励金が用意されています。



訓練運営をサポート します

- ・訓練内容や申請書類についての相談
- ・訓練運営や受講者指導のノウハウに関する講習の実施 など



新規申請の方向けの説明会を定期的に開催しています

<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/tokyo/noukai/course.html>
開催予定は東京支部ホームページをご確認ください →



認定職業訓練実施奨励金について

訓練実施機関は、厚生労働大臣の認定を受けた求職者支援訓練を適切に行い、かつ、支給要件を満たす場合、奨励金の支給が受けられます。

①基本奨励金

求職者支援訓練を適切に行なった全ての訓練実施機関に支給

支給単位期間(※1)が28日以上の場合

・基礎コース:6万3千円×受講者数×支給単位期間数

・実践コース:5万3千円×受講者数×支給単位期間数

②付加奨励金(実践コースのみ)

①を受給し、かつ、訓練修了者等の就職実績が一定水準以上の場合に支給

支給単位期間が28日以上の場合

・受講者数×就職実績に応じた単価(※2)×支給単位期間数

(※1)訓練期間を1ヶ月ごとに区切った期間

(※2)雇用保険適用就職率が35%以上60%未満⇒1万円 60%以上⇒2万円

申請方法等、詳細は東京労働局ホームページをご確認ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_kunren/newpage_00201.html



気になったら、こちらをご覧ください!

◎求職者支援制度の紹介

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyushokusha_shien/index.html (厚生労働省)

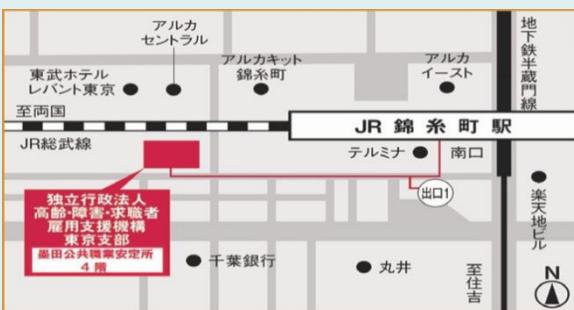


独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

東京支部

〒130-0022 東京都墨田区江東橋2-19-12 墨田公共職業安定所4階

【認定申請関係】求職者支援第一課 TEL 03-5638-2283



jeed 東京 検索



<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/tokyo/noukai/index.html>

記載内容については令和7年11月現在のものです。最新情報はホームページをご確認ください。

(2025.11)